[**年５日の年次有給休暇の確実な取得に向けて**](http://dt.hokenshi.net/s/facenote/?p=64200)

２０１９年４月より、年１０日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇のうち年５日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

ドクタートラストでは、夏季・冬季の年２回の５日連続の休暇取得義務化や、計画的な有給休暇の消化を促しておりますが、社員のみなさまの休暇の取得状況に応じて、使用者が時季を指定して取得させることがありますので、周知いたします。

なお、使用者が時季を指定して社員に休暇を取得させる場合は、一方的に取得させるのではなく、あらかじめ対象社員の意見を聴取し、対象者の希望に沿った形で取得していただくことになります。

社員のみなさまにおかれましては、心身のリフレッシュやプライベートの充実などに有給休暇を有効活用できるよう、引き続き、計画的な取得をお願いいたします。

※１　「社員自らの請求・取得」「計画年休」の方法で年５日以上の有給休暇を取得している場合は、使用者が時季を指定して取得させることはありません。

※２　会社が指定する時季につきましては、原則、夏季(お盆の週)または冬季(年末年始)とし、どちらかを選択できることとします。具体的な時季指定日につきましては、毎年４月頃に、事務室内にポスターを掲示の上、周知いたします。なお、ＳＣ実施事務従事者の方は、夏季に連続５日を取得し、冬季の業務に支障のないよう調整してください。

以上